

## 賃貸約款

- 1 大興産業株式会社はお客様に対し、表記物件(商品)を以下に定める約定をもって貸与する事を約し、お客様はこれを借り受ける事を確約したものとさせていただきます。
- 2 商品の所有権は大興産業株式会社に属し、お客様は善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理するものとさせていただきます。
- 3 賃貸期間は当社営業所または機械置場を出た日から当社営業所または機械置場に戻された日までとさせていただきます。
- 4 商品の故障によって生じる工事の遅延、手持ち時間の発生等による損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとさせていただきます。
- 5 商品の使用に必要とする燃料はお客様の負担とさせていただきます。
- 6 商品に使用する燃料は当社が指定するもののみとさせていただきます。
- 7 商品の貸渡期間が二日以上になる場合の燃料・水・オイル・グリス他、通常必要とされる点検についてはお客様側で実施する事とさせていただきます。
- 8 商品使用中の事故または過失による破損、故障については全てお客様の負担とさせていただきます。
- 9 商品の貸渡期間中の法令違反等による罰則金については全てお客様の負担とさせていただきます。
- 10 商品の貸渡期間中の盗難・滅失・毀損・紛失・被詐取その他によって生じる一切の損害については全てお客様の責任により負担するものとさせていただきます。
- 11 商品の賃貸料金は税抜きとなっております。消費税等は別途請求させていただきます。
- 12 法令または公序良俗に違反して商品を使用する事は禁止とさせていただきます。
- 13 レンタカーについては上記の他に当社事務所に掲示されている「レンタカー貸渡約款」に従うものとさせていただきます。
- 14 ミニショベルおよびタイヤショベル使用作業における安全確保について  
ミニショベルおよびタイヤショベル等の使用にあたり、キャノピを取り外して作業をした場合、転倒等による重大な労働災害が予測されます。キャノピは本来、転倒・横転したときにオペレータを保護するために、安全構造に配慮し安全基準に適合したものを取り付けてあります。また、落下物に対してもオペレータを保護しています。よって、当社においてミニショベル等のキャノピの取り外しの要請は受けかねますので、上記事項を十分ご理解の上、ご了承頂きますようお願いいたします。
- 15 使用燃料について【不正燃料を使用しないでください!】  
ディーゼルエンジンを搭載した建設機械においては、基準に適合させるため、燃料に「JIS軽油」を使用することで認定され、排気ガス対策型建設機械の指定を受けています。そのため、機械への燃料補給時は、必ず適正な燃料を使用されることをお願いいたします。

### 不正軽油の排除について

道路運送車両法に基づく街頭検査等の際に不正軽油の使用者に対して整備命令等を発することとし、検査の実施体制が整ったところから順次実施します。

(報道発表資料：平成17年3月25日 国交省・自動車交通局技術安全部環境課)

### ⚠ 警告 指定燃料(軽油)以外の給油禁止

- ・軽油以外の燃料で使用された場合は排出ガス対策型建設機械の対象外となり、適合証明書等の指示は一切行えません。
- ・エンジンの始動性や耐久性に悪影響を及ぼす恐れがありますので、燃料の選定ミスに起因した故障発生についてはすべて実費請求とさせていただきます。

●上記以外の事項については、契約時、もしくはその都度協議の上、取り決めます。